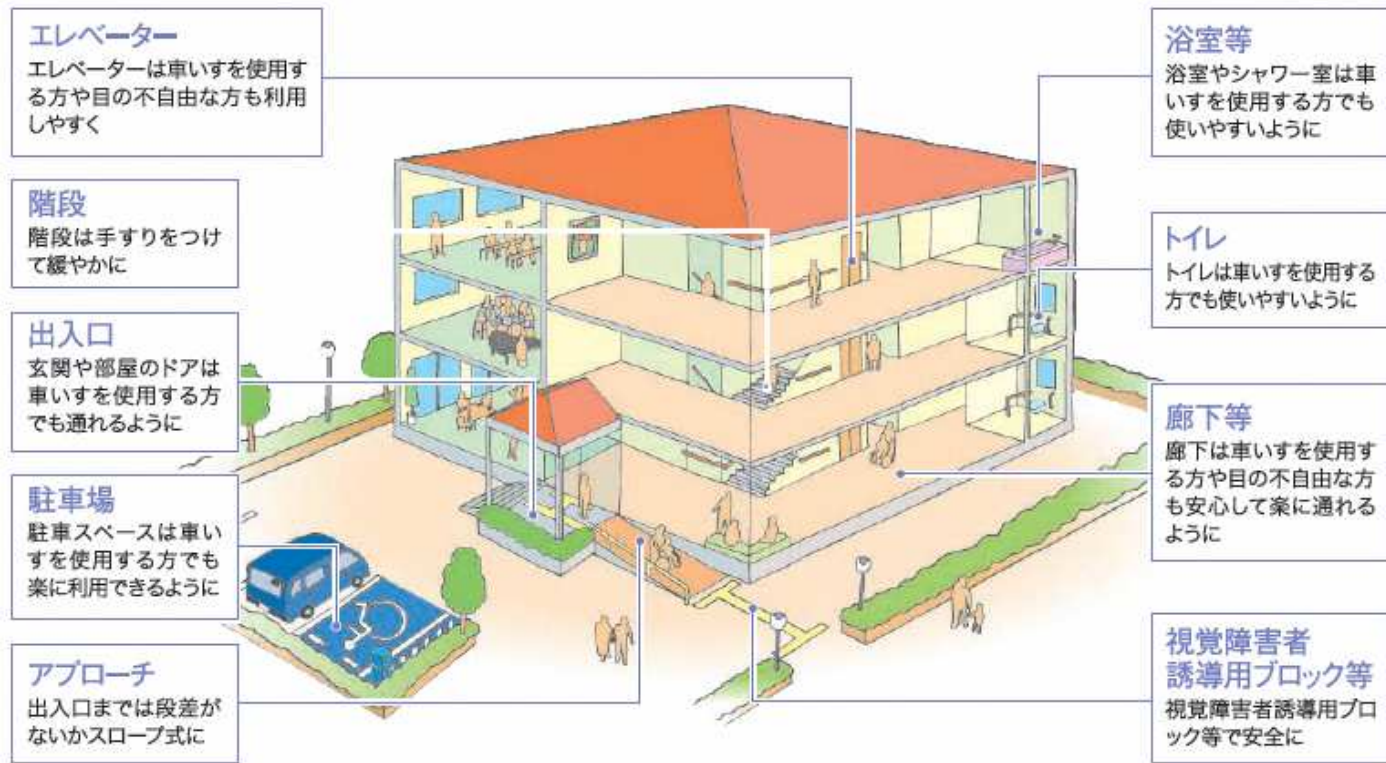
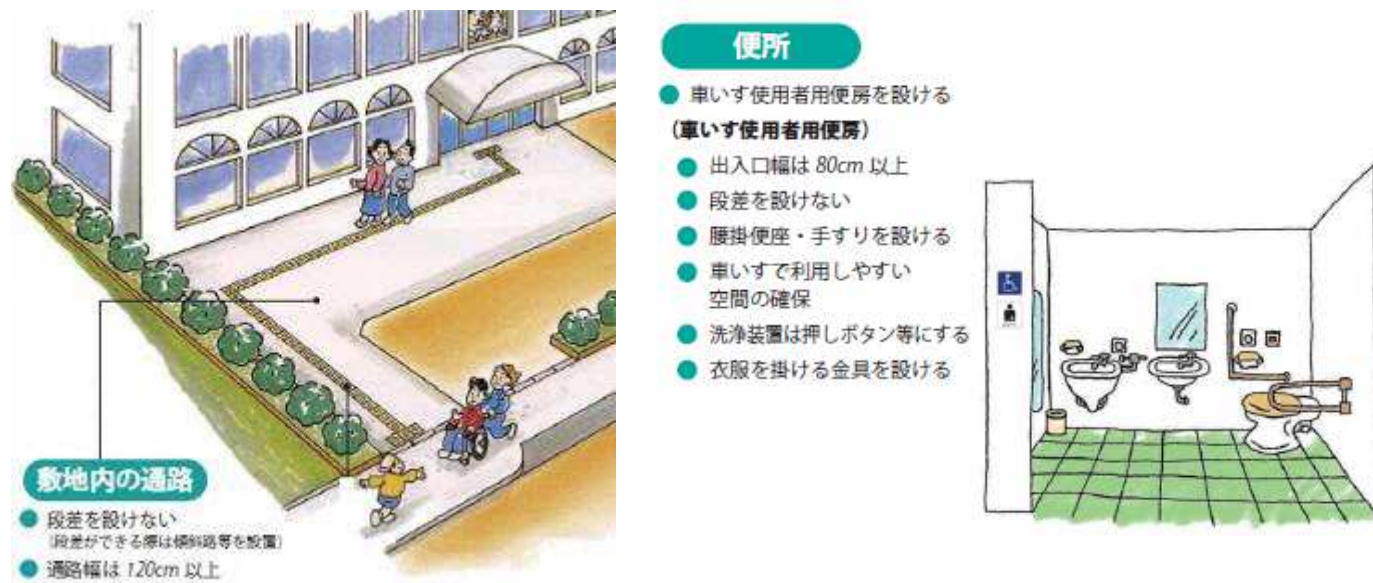


1. 建築物のバリアフリー基準

大阪府内において、基準適合義務の対象となる建築物を新築・増築・用途変更等をする場合、用途・規模に応じ、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例で定める基準（移動等円滑化基準）に適合させる必要があります。なお、大阪府福祉のまちづくり条例は、建築物に関して、バリアフリー新法よりも対象用途の追加・規模の引下げ・基準の付加を行ったものです。



出典)「バリアフリー新法の解説(国土交通省・警察庁・総務省)」パンフレット



出典)「大阪府福祉のまちづくり条例」パンフレット

図. 建築物のバリアフリー化のイメージ

2. 令和4年度(2022年度)の実績

箕輪小学校

●エレベーターの設置とトイレを改修工事しました



1階エレベーターホール



4階エレベーターホール



男子トイレ

身長による制限の少ない小便器を設置しました

第九中学校

●多機能トイレを設置しました



多機能トイレの出入口

新たに多機能トイレを設置しました

身長による制限の少ない小便器を設置しました



車いす対応手洗い



男子トイレ

3. バリアフリー化の進捗状況

令和5年（2023年）3月末時点

		小学校	中学校
エレベーター設置工事	実施数/総数	35校/41校	16校/17校
	実施割合	約85%	約94%
多機能トイレ設置工事	実施数/総数	35校/41校	11校/17校
	実施割合	約85%	約65%

4. 令和5年度（2023年度）の予定

	小学校	中学校
エレベーター設置		
多機能トイレ等の設置	原田小学校	